

広島地方最低賃金審議会  
令和2年度第3回検討小委員会 議事要旨

開催日時	令和2年8月18日 10時00分～12時31分		
開始場所	広島合同庁舎2号館5階 特別会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 2人	定数 2人
	労働者を代表する委員	出席 2人	定数 2人
	使用者を代表する委員	出席 2人	定数 2人
主要議題	1 令和2年度広島県特定（産業別）最低賃金（各種商品小売）の改正の必要性について		
議 事 要 旨			
<p>1 事務局から、第2回検討小委員会での議事内容について説明がなされた。</p> <p>2 労働者側、使用者側双方より推薦のあった業界の関係者を参考人として招聘し、夫々より特定最低賃金の改正の必要性に関する意見を聴取した。</p> <p>3 使用者側参考人は「業界では、閉鎖、廃業が相次いでいる状況にあり今年の引上げは必要ない」旨を、労働者側参考人は「豪雨災害や今回のコロナ禍の中でも現場で汗を流している労働者に報いるため、また、優秀な人材を確保するためにも引上げが必要である」旨を述べた。</p> <p>4 審議を続けるも各側の主張に隔たりが大きく、公益委員と労働者側委員、使用者側委員が夫々別室にて個別協議を行った後、全体会議に復した。</p> <p>5 座長が最終判断をするためとして各側より意見を求めたところ、夫々、使用者側委員は必要なし、労働者側委員は必要ありとの意見を述べた。</p> <p>6 座長は、本年度の広島県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとすることはできないと判じ、事務局に検討小委員会としての報告書案の作成を指示した。</p> <p>7 事務局において「広島県各種商品小売業にかかる最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性ありとすることはできないとの結論に達した」旨の報告案を作成、配付の後、内容を読み上げた。</p> <p>8 座長は、報告案について各側に意見を求めたところ発言がなかったため、これを第530回広島地方最低賃金審議会へ報告することとして、各委員に対して熱心な議論等への謝辞を述べ、本検討小委員会を閉会した。</p>			